

藤沢市公共的施設等における 受動喫煙防止を推進するための ガイドライン



藤沢市では、受動喫煙のないまちづくりを目指すために、ガイドラインを策定しました。子どもをはじめタバコを吸わない人たちをタバコの煙から守るために、市民、関係者(団体)の理解と協力を得ながら、一体となった取り組みを進めます。



受動喫煙とは



受動喫煙とは、他人のタバコの煙を吸わされることを言います。

タバコの煙には、発がん性物質を含め数多くの有害化学物質が含まれており、喫煙者本人が吸う主流煙より、タバコの先端から発生する副流煙の方が、より多くの有害化学物質を含むことが分っています。そのため、受動喫煙により、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群などの危険性が高まることが明らかになっています。（参考：平成28年8月「喫煙の健康影響に関する検討会報告書」）

ガイドラインの目的

タバコによる健康影響から市民を守り、市民の健康寿命の延伸を目指して、さらなる受動喫煙防止対策の推進を図るため、子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する施設及び場所における受動喫煙のないまちづくりの目指す姿を示し、その実現にむけた取り組みの指針として策定しました。

Q1 なぜ、ガイドラインを策定したのですか。

A1 元気ふじさわ健康プラン藤沢市健康増進計画（第2次）における「健康寿命を延伸する」という目標を目指し、タバコを吸わない人がその煙を吸わされない環境づくりを進めるために策定しました。

Q2 ガイドラインによって今までと何が変わるのですか。

A2 ガイドラインの策定によって、市民や関係者（団体）の皆さまのご理解とご協力を得ながら、一体となった受動喫煙防止対策を進めていきます。各施設管理者の皆さまに受動喫煙防止についてご理解をいただくことで、受動喫煙のないまちづくりが進むことを期待しています。

また、市有施設については、敷地内禁煙または屋内禁煙策を講じ、利用される市民の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、敷地内禁煙とすることについて、早期に検討を進めていきます。

Q3 ガイドラインは、喫煙を規制するものですか。また、罰則はありませんか。

A3 ガイドラインは、受動喫煙のないまちづくりの目指す姿を示したものであり、喫煙を規制するものではありません。また、罰則もありません。ガイドラインの主旨をご理解いただきながら、それぞれの施設の状況に応じて、施設管理者の皆さまに取り組んでいただくこととなります。



たばこの煙は吸いたくないな。



お腹の赤ちゃんにも、きれいな空気を届けたいな。

Q4 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」とどう違うのですか。

A4 県の条例では、公共的施設（不特定又は多数の者が出入りすることができる室内又はこれに準ずる環境を有する施設）を第1種施設及び第2種施設に分類し、第1種施設は禁煙、第2種施設は禁煙又は分煙の措置を構ること、及び禁煙環境の表示を義務付けています。（特例第2種施設については、禁煙又は分煙に準ずる措置を講ずることに努めなければならないとしています。）

本ガイドラインは、県の条例を踏まえ、未成年者や妊婦・有病者などの利用が想定される学校や医療機関などの施設における敷地内禁煙、及び子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する駅周辺や公園、道路など公共的な場所（屋外）における禁煙についても明記し、さらに受動喫煙のないまちづくりを目指しています。

ガイドラインが目指す姿

本市における受動喫煙のないまちづくりの目指す姿は、次のとおりです。

ただし、施設等の状況によって、直ちに対応することが難しい場合は、当面の間は県条例の措置を講じながら、将来的にはその姿を目指し、段階的にその状況に応じた適切な受動喫煙防止対策を行うこととします。

受動喫煙のないまちづくりの目指す姿

未成年者、妊婦、病気の方 などが多く利用する施設

病院、診療所、歯科診療所、薬局、
学校、児童施設など

敷地内禁煙



特に公共性の高い施設

劇場、映画館、観覧場、集会場、運動施設、
公衆浴場、物品販売店、金融機関、公共交
通機関、図書館、社会福祉施設、官公庁施設
など

敷地内禁煙または屋内禁煙



公共性の高い施設

飲食店、宿泊施設、ゲームセンター・カラ
オケボックスなどの娯楽施設、その他サー
ビス業を営む店舗（クリーニング店、不動
産店、理容所、美容所、旅行代理店、法律
事務所など）

敷地内禁煙もしくは屋内禁煙
または分煙



子どもをはじめとする不特定 又は多数の者が利用する 公共的な場所（屋外）

道路、駅前広場、公園など

禁煙



公共的な場所（屋外）において、禁煙が困難で喫煙所を設置する場合には、以下の場所から十分距離を置いて設置し、受動喫煙防止に十分配慮するようにしましょう。

- 建物の出入り口や窓
- 人の往来の多い区域（通路や非喫煙者も使う休憩場所など）
- 子どもの利用が想定される空間 など

市民の皆さんへ

受動喫煙のないまちづくりを目指すために・・・

- タバコについての正しい知識を持ちましょう。
- タバコを吸っている人は、まわりの人にタバコの煙を吸わせないように、受動喫煙防止への配慮にご協力をお願いします。
- タバコを吸わない人は、タバコの煙を避けましょう。

そのために、こんなことから取り組んでみませんか・・・

- 子どもをはじめタバコを吸わない人たちの近くでタバコを吸わない
- 子どもたちをタバコの煙のあるところに連れて行かない
- 赤ちゃんや子ども、妊婦さんのいる車の中ではタバコを吸わない などなど



Q5 なぜ屋外の受動喫煙防止対策が必要なのですか。

A5 タバコの煙には数多くの有害化学物質が含まれており、屋外においても煙の届くところでは受動喫煙を受けることになります。それだけでなく、喫煙により火傷を追わせる等の危険を伴うため、屋外についても禁煙が望まれます。禁煙が困難な場合は、タバコの火の危険性や受動喫煙防止に対する十分な配慮が必要です。

Q6 私有地は該当しないのですか。

A6 子どもをはじめとする不特定又は多数の者が利用する公共的な空間を有する施設及び場所における目指す姿を示したものであり、特定の方が利用する私有地は該当しません。

Q7 敷地内が禁煙である施設には、何か表示がありますか。

A7 敷地内禁煙の施設については、利用者への十分な周知と、敷地内禁煙の表示をお願いしています。



事業所・店舗などの方へ

本ガイドラインは規制をするものではなく、罰則もありません。皆さまのご理解とご協力をいただきながら受動喫煙防止対策を進めるものです。

受動喫煙のないまちづくりを目指すために・・・

- 施設等の個々の状況により、直ちにその目指す姿の実現が困難な場合においては、将来的にその姿を目指しながら、当面の間は県条例に則した措置を講ずるなど、段階的にその状況に応じた適切な受動喫煙防止対策にご協力をお願いいたします。

Q8 当面の間は県条例に則した措置を講ずるとは、どのようなことですか。

A8 県条例第20条第1項に定める知事が認定する公共的施設（知事に申請をし、認定を受けた特定の人しか出入りしない施設や、専らたばこの販売を営む店舗）及び第21条に掲げる特例第2種施設（マージャン屋、ばちんこ屋などの風営法対象施設、小規模な飲食店や宿泊施設など）については、当面の間、県条例を踏まえた対応をすることを言います。

Q9 職場の受動喫煙防止対策については、どのようにしたらよいですか。

A9 職場の受動喫煙防止対策については、労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成26年6月25日に公布され、受動喫煙の防止について当該事業所及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとされました。「労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令等の施行について（外国登録製造時等検査機関等、受動喫煙の防止及び特別安全衛生改善計画関係）」及び「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」がありますので、合わせてご参照ください。

藤沢市では、5つの柱でタバコ対策に取り組んでいます。

- I 受動喫煙防止対策
- II 路上喫煙・タバコのポイ捨て防止対策
- III 禁煙支援対策
- IV 未成年者の受動喫煙及び喫煙防止対策
- V 市有施設における受動喫煙防止対策

発行：藤沢市 平成28年9月
健康増進課

ガイドラインに関する情報は、市のホームページでご覧いただけます。

藤沢市 受動喫煙

検索

その他関連情報

- 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例について(神奈川県HP)

神奈川県 受動喫煙

検索

- 職場における受動喫煙防止対策について(厚生労働省HP)

厚生労働省 職場 受動喫煙

検索